

# 補助金の見直しに関する提言書

令和5年3月

生駒市行政改革推進委員会

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| はじめに .....                         | 1  |
| 1 補助金の定義 .....                     | 2  |
| (1) 補助金の定義 .....                   | 2  |
| (2) 補助金の支出の根拠 .....                | 2  |
| (3) 負担金、交付金等との違い .....             | 2  |
| 2 補助金の見直し手法について .....              | 3  |
| 3 補助金の現況 .....                     | 4  |
| (1) 補助金交付の状況 .....                 | 4  |
| (2) 交付先別の補助金の性質の状況 .....           | 4  |
| (3) 創設年の状況 .....                   | 5  |
| 4 補助金交付基準への対応状況 .....              | 7  |
| (1) 公益性 .....                      | 7  |
| (2) 必要性 .....                      | 8  |
| (3) 補助の効果 .....                    | 9  |
| (4) 補助内容の妥当性 .....                 | 10 |
| (5) 事業費補助と運営費補助 .....              | 11 |
| (6) 終期の設定・定期的な見直し .....            | 11 |
| 5 「生駒市補助金制度に関する指針」が守られていない要因 ..... | 12 |
| 6 「生駒市補助金制度に関する指針」の課題 .....        | 13 |
| 7 補助金制度に関する指針（改定案） .....           | 16 |
| 8 提言の実現に向けて .....                  | 17 |

## はじめに

生駒市行政改革推進委員会では、平成 19 年度に補助金等適正化検討部会において補助金制度のあり方についての検討を行い、「適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言」を取りまとめました。この提言を受け、生駒市では、補助金交付の統一的なルールとなる「生駒市補助金制度に関する指針」（平成 20 年 10 月）及び「生駒市補助金等交付規則」（平成 21 年 4 月施行）を制定し、補助金制度を運用してきました。

その後、平成 22 年度と平成 25 年度の 2 回に渡り、本委員会において、個別の補助金を対象に、指針において示されている「補助金交付基準」に基づき、公益性や補助の効果等の観点から検証を行い、補助金の見直しに努めてきました。

しかし、令和 4 年度の補助金について、「補助金交付基準」への対応状況を分析したところ、補助率や終期設定など、指針で定めるルールが守られていない補助金が複数存在し、一部において指針が形骸化しているという現状が明らかになりました。そこで、今年度の本委員会は、これまでのように、個別の補助金について検証するのではなく、指針に着目し、指針が守られていない要因の分析や指針の課題を洗い出す作業に取り組みました。

今後、本提言の趣旨を踏まえ、「補助金制度に関する指針」の改定に取り組み、これまで以上に、適正かつ効果的な補助金制度の運用がなされることを期待します。

# 1 補助金の定義

## (1) 補助金の定義

補助金とは、ある事業や研究等を行うものに対し、その事業や研究を育成、助長するために、地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものです。

## (2) 補助金の支出の根拠

地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが地方公共団体の補助金交付の支出根拠となっています。

ただし、「公益上必要があるか否か」については、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則り認定することになり、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも「公益上必要がある」と認められなければなりません（行政実例 昭和 28 年 6 月 29 日）。

## (3) 負担金、交付金等との違い

「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」において、地方自治法施行規則の歳出予算科目「18 節 負担金補助及び交付金」に該当する負担金、交付金、補助金及び類似する歳出である「12 節 委託料」「19 節 扶助費」「25 節 寄附金」について、下記のとおり定義されています。今回の見直しは、「18 節 負担金補助及び交付金」のうち「補助金」に該当する支出を対象としています。

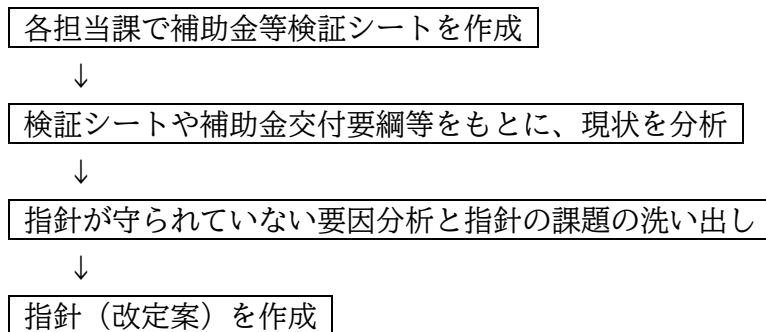
|     |                                                                                                |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負担金 | 地方公共団体が特別の利益を受ける事業に対して、この事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものや、一定の事業について経費の負担割合が定められているとき、その負担区分により負担するもの |
| 交付金 | 法令や条例、規則等により、団体や組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の処理の報償として、一方的に支出し交付するもの                      |
| 補助金 | ある事業や研究等を行うものに対し、その事業や研究を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの                         |
| 委託料 | 地方公共団体から事務事業の委託を受けた受託者に対して、双方の合意によって、相当の対価として交付するもの                                            |
| 扶助費 | 社会保障制度（生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等による措置、地方公共団体の独自施策）の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支出される経費 |
| 寄附金 | 地方公共団体が公益上の必要から相当の反対給付を受けることなく支出する経費（財産の無償譲与）                                                  |

## 2 補助金の見直し手法について

平成 22 年度及び平成 25 年度の見直しは、個別の補助金を対象に、指針に定める「補助金交付基準」に適合しているか等の視点で審査し、対象とする補助金の方針（維持・見直し・廃止）を決定するという手法で取り組んできました。

今年度は、全ての補助金を対象として、各担当課で作成した補助金等検証シートや補助金交付要綱をもとに、指針で定める交付基準への対応状況を分析する取組を行いました。その後、分析の結果から、指針が守られていない要因と指針の課題を洗い出す作業を行い、必要に応じて指針の見直しにつなげていくことを目標としました。

### <見直しの手順>



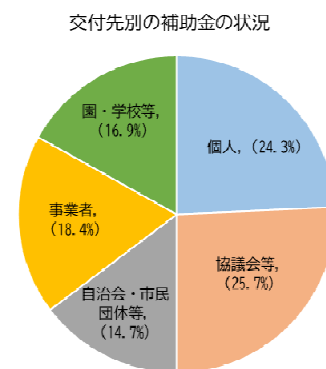
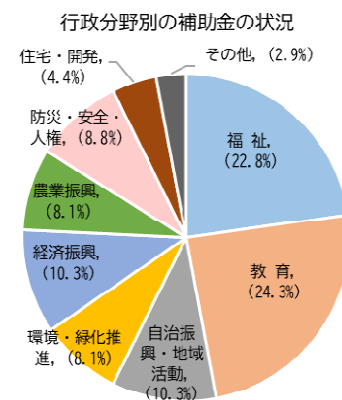
### 3 補助金の現況

#### (1) 補助金設置の状況

生駒市の令和4年度の補助金設置状況は、計136件、予算総額1,250百万円となっています。また、行政分野別では、福祉関係(22.8%)と教育関係(24.3%)で約半数を占めています。さらに、交付先別で分類すると、「協議会等」に対しての補助金が25.7%と最も高く、次いで、個人の24.3%となっています。

| 分野名       | 件数            | 金額(千円)    |
|-----------|---------------|-----------|
| 福祉        | 31件 (22.8%)   | 809,918   |
| 保健・衛生     | 11件 (8.1%)    | 43,004    |
| 高齢者福祉     | 7件 (5.1%)     | 109,778   |
| 障がい者福祉    | 1件 (0.7%)     | 1,800     |
| こども福祉     | 11件 (8.1%)    | 653,821   |
| 社会福祉      | 1件 (0.7%)     | 1,515     |
| 教育        | 33件 (24.3%)   | 27,244    |
| 幼稚園       | 2件 (1.5%)     | 3,240     |
| 学校教育振興    | 15件 (11.0%)   | 9,073     |
| 生涯学習振興    | 16件 (11.8%)   | 14,931    |
| 自治振興・地域活動 | 14件 (10.3%)   | 120,253   |
| 環境・緑化推進   | 11件 (8.1%)    | 79,185    |
| 経済振興      | 14件 (10.3%)   | 127,929   |
| 農業振興      | 11件 (8.1%)    | 34,894    |
| 防災・安全・人権  | 12件 (8.8%)    | 16,378    |
| 住宅・開発     | 6件 (4.4%)     | 30,933    |
| その他       | 4件 (2.9%)     | 3,690     |
| 合 計       | 136件 (100.0%) | 1,250,424 |

| 交付先       | 件数          | 金額(千円)  |
|-----------|-------------|---------|
| 個人        | 33件 (24.3%) | 114,643 |
| 協議会等(※)   | 35件 (25.7%) | 93,123  |
| 自治会・市民団体等 | 20件 (14.7%) | 140,730 |
| 事業者       | 25件 (18.4%) | 238,477 |
| 園・学校等     | 23件 (16.9%) | 663,451 |



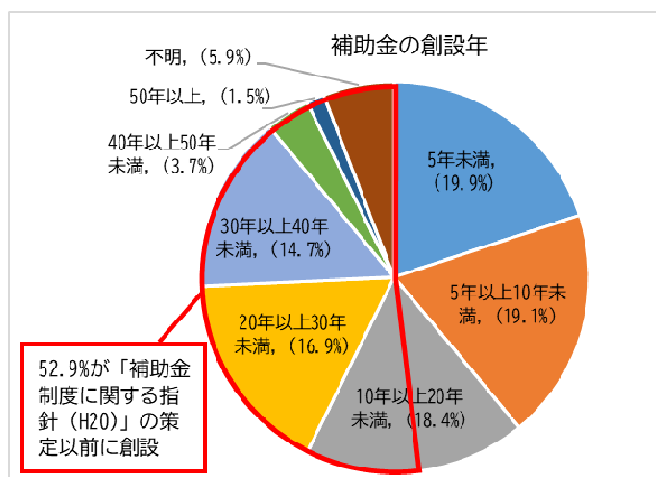
※協議会等：市や団体、市民等が事業を実施したり、意見を交換したりするために組織する団体

(例：社会福祉協議会、交通対策協議会、PTA協議会)

## (2) 創設年の状況

補助金の創設年で分類すると、42.6%の補助金が創設から20年以上経過しています。また、「補助金制度に関する指針」を策定した平成20年度以前に創設された補助金が52.9%を占めています。

| 創設からの経過年数 |        | 件数  |         |
|-----------|--------|-----|---------|
| 5         | 年未満    | 27件 | (19.9%) |
| 5         | 年以上 10 | 26件 | (19.1%) |
| 10        | 年以上 20 | 25件 | (18.4%) |
| 20        | 年以上 30 | 23件 | (16.9%) |
| 30        | 年以上 40 | 20件 | (14.7%) |
| 40        | 年以上 50 | 5件  | (3.7%)  |
| 50        | 年以上    | 2件  | (1.5%)  |
| 不明        |        | 8件  | (5.9%)  |



## (3) 交付先別の補助金の性質の状況

交付先別に補助金の性質を分類すると、個人に対する補助金の多くは「誘導促進型補助」である一方、「事業者」や「園・学校等」に対する補助金は「施策推進型補助」のものが多くなっています。また、「協議会等」に対する補助金は、団体への「運営費補助」と「施策推進型補助」の補助金が約半数ずつという結果になりました。このように、交付先によって、補助金の性質が大きく異なることが明らかになりました。

|         | 個人  | 協議会等 | 自治会・市民団体等 | 事業者 | 園・学校等 |
|---------|-----|------|-----------|-----|-------|
| 運営費補助   | 0件  | 19件  | 3件        | 1件  | 5件    |
| 誘導促進型補助 | 30件 | 0件   | 0件        | 0件  | 0件    |
| 施策推進型補助 | 1件  | 16件  | 0件        | 23件 | 14件   |
| 市民参加型補助 | 0件  | 0件   | 17件       | 1件  | 0件    |
| 報奨型補助   | 2件  | 0件   | 0件        | 0件  | 4件    |

運営費補助：公益性が認められる活動を行う団体等に対して、その団体等の運営費に補助するもの

誘導促進型補助：市の施策を推進するために、団体や個人の活動の動機付けや誘導のために補助するもの

施策推進型補助：市が推進している施策を補完するような事業に対し補助するもの

市民参加型補助：市民協働を促進する事業に対し補助するもの

報奨型補助：各種大会等への参加等活動成果に対する報奨として補助するもの

#### (4) 1件あたりの交付金額の状況

令和3年度の補助金交付1件あたりの平均交付額は7,180千円でした。交付先別に分類すると、「個人」では137千円でしたが、「事業者」は20,231千円で交付先によって大きな差がありました。また、交付額帯で分類すると、「10万円以上100万円未満」が最も多く41.2%、「1,000万円以上」が最も少なく6.7%でした。

| 交付先       | 平均交付額（千円） | 1件当たりの交付額帯 | 件数         |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 個人        | 137       | 1万円未満      | 9件（7.6%）   |
| 協議会等      | 2,033     | 5万円未満      | 20件（16.8%） |
| 自治会・市民団体等 | 602       | 10万円未満     | 12件（10.1%） |
| 事業者       | 20,231    | 100万円未満    | 49件（41.2%） |
| 園・学校等     | 12,896    | 1000万円未満   | 21件（17.6%） |
| 平均        | 7,180     | 1000万円以上   | 8件（6.7%）   |

#### (5) 執行率について

コロナ前（令和元年度）とコロナ禍（令和3年度）の予算・決算及び令和4年度の予算が計上されている補助金100件における、令和3年度の執行率平均は74.8%でした。また、交付先別に分類すると、「園・学校等」は103.3%でしたが、「協議会等」は63.6%、「事業者」は66.1%で、交付先によって執行率平均に大きな差がありました。また、性質別に分類すると、「報奨型補助」は105.4%でしたが、「施策推進型補助」は63.9%で、性質によっても執行率平均に大きな差がありました。これにはコロナ禍で活動ができなかったことも影響していると想定されるため、令和元年度と令和3年度の執行率平均を比較したところ、令和3年度は全体で10.7%悪化していることが明らかになりました。また、交付先別で比較すると、「協議会等」は24.3%悪化、「事業者」は21.9%悪化、性質別で比較すると、「施策推進型補助」は22.1%悪化していました。令和元年度であれば、他の分類と大きな差が見られないことから、コロナ禍により補助対象の事業活動に影響があり、その結果補助金の交付にも影響が及んだことは明らかなです。したがって、補助金の妥当性や必要性を判断するには、執行率だけではなく、社会情勢や補助対象の事業活動のニーズ等を踏まえる必要があることを示しています。

|           | 令和3年度  | 令和元年度 |
|-----------|--------|-------|
| 執行率平均     | 74.8%  | 85.5% |
| 交付先別執行率   |        |       |
| 個人        | 80.4%  | 77.8% |
| 協議会等      | 63.6%  | 87.9% |
| 自治会・市民団体等 | 72.5%  | 80.5% |
| 事業者       | 66.1%  | 88.0% |
| 園・学校等     | 103.3% | 95.3% |
| 性質別執行率    |        |       |
| 1 運営費補助   | 82.3%  | 96.4% |
| 2 誘導促進型補助 | 77.9%  | 76.0% |
| 3 施策推進型補助 | 63.9%  | 86.0% |
| 4 市民参加型補助 | 69.4%  | 79.4% |
| 5 報奨型補助   | 105.4% | 75.9% |

※執行率：決算額を当初予算額で除した比率。補正予算等により当初予算額が変更された場合は、執行率が100%を超える場合もある。

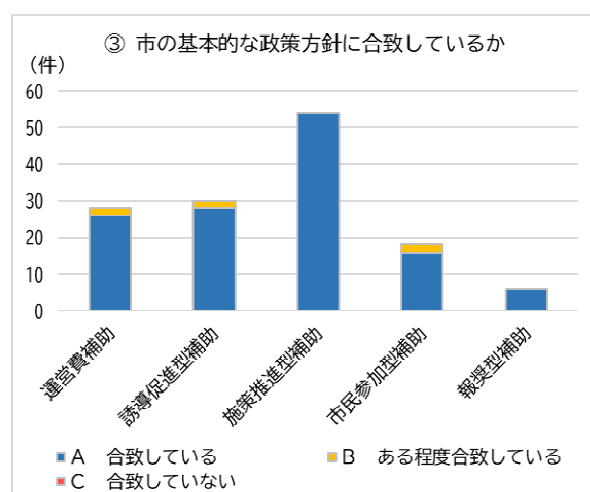
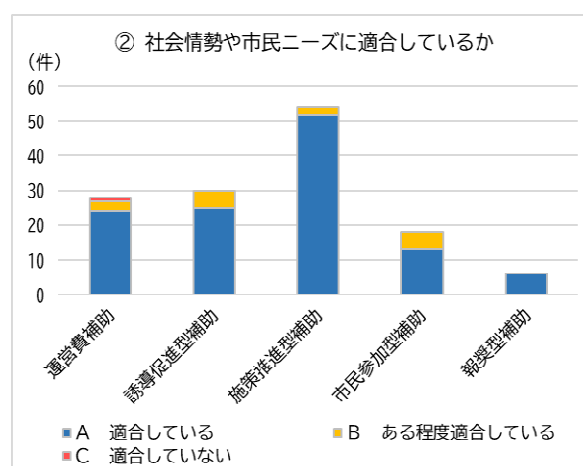
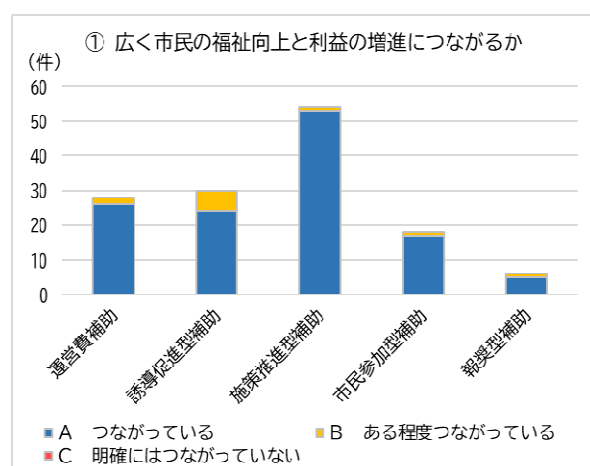
## 4 補助金交付基準への対応状況

### (1) 公益性

「① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。」「② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。」「③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。」という設問に対し、全ての性質の補助金において、85%以上がA評価（公益性がある）と回答する結果になりました。

(件)

|         | ①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか |               |                | ②社会情勢や市民ニーズに適合しているか |              |           | ③市の基本的な政策方針に合致しているか |              |           |
|---------|------------------------|---------------|----------------|---------------------|--------------|-----------|---------------------|--------------|-----------|
|         | A つながっている              | B ある程度つながっている | C 明確にはつながっていない | A 適合している            | B ある程度適合している | C 適合していない | A 合致している            | B ある程度合致している | C 合致していない |
| 運営費補助   | 26                     | 2             | 0              | 24                  | 3            | 1         | 26                  | 2            | 0         |
| 誘導促進型補助 | 24                     | 6             | 0              | 25                  | 5            | 0         | 28                  | 2            | 0         |
| 施策推進型補助 | 53                     | 1             | 0              | 52                  | 2            | 0         | 54                  | 0            | 0         |
| 市民参加型補助 | 17                     | 1             | 0              | 13                  | 5            | 0         | 16                  | 2            | 0         |
| 報奨型補助   | 5                      | 1             | 0              | 6                   | 0            | 0         | 6                   | 0            | 0         |
| 合 計     | 125                    | 11            | 0              | 120                 | 15           | 1         | 130                 | 6            | 0         |
| 割 合     | 91.9%                  | 8.1%          | 0.0%           | 88.2%               | 11.0%        | 0.7%      | 95.6%               | 4.4%         | 0.0%      |



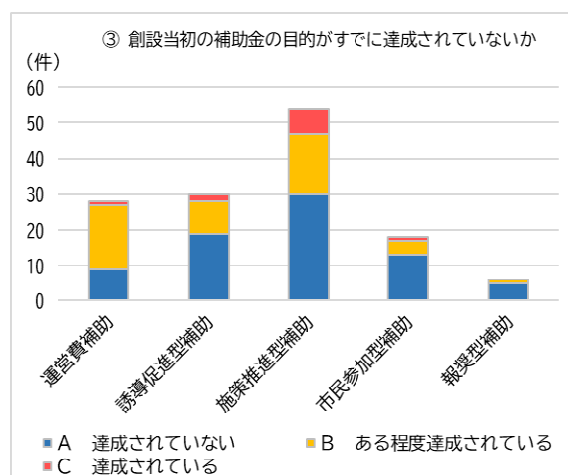
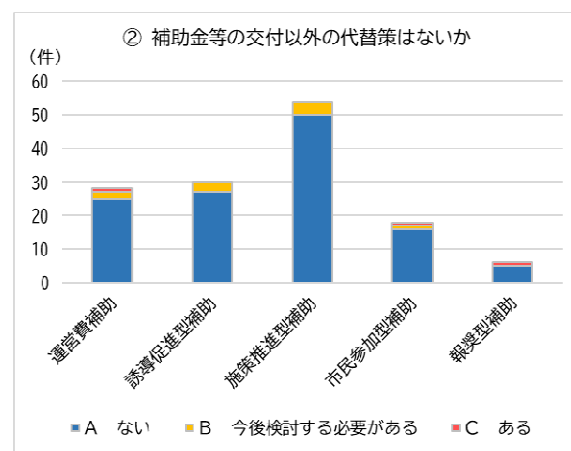
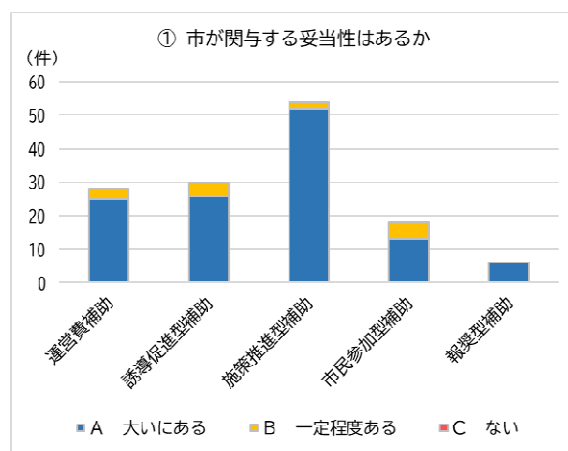
## (2) 必要性

「① 市が関与する妥当性はあるか。」「② 補助金等の交付以外の代替策はないか。」という設問に対し、全ての性質の補助金において、約 90%が「大いにある」「代替策はない」と回答する結果になりました。

一方、「③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。」という設問に対しては、約 45%の補助金が「ある程度達成されている」「達成されている」という回答結果になりました。特に、「運営費補助」と「施策推進型補助」でその割合が高く、創設当初の目的が達成されつつあることが明らかになりました。

(件)

|         | ①市が関与する妥当性はあるか |          |      | ②補助金等の交付以外の代替策はないか |               |      | ③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか |               |           |
|---------|----------------|----------|------|--------------------|---------------|------|---------------------------|---------------|-----------|
|         | A 大いにある        | B 一定程度ある | C ない | A ない               | B 今後検討する必要がある | C ある | A 達成されていない                | B ある程度達成されている | C 達成されている |
| 運営費補助   | 25             | 3        | 0    | 25                 | 2             | 1    | 9                         | 18            | 1         |
| 誘導促進型補助 | 26             | 4        | 0    | 27                 | 3             | 0    | 19                        | 9             | 2         |
| 施策推進型補助 | 52             | 2        | 0    | 50                 | 4             | 0    | 30                        | 17            | 7         |
| 市民参加型補助 | 13             | 5        | 0    | 16                 | 1             | 1    | 13                        | 4             | 1         |
| 報奨型補助   | 6              | 0        | 0    | 5                  | 0             | 1    | 5                         | 1             | 0         |
| 合 計     | 122            | 14       | 0    | 123                | 10            | 3    | 76                        | 49            | 11        |
| 割 合     | 89.7%          | 10.3%    | 0.0% | 90.4%              | 7.4%          | 2.2% | 55.9%                     | 36.0%         | 8.1%      |



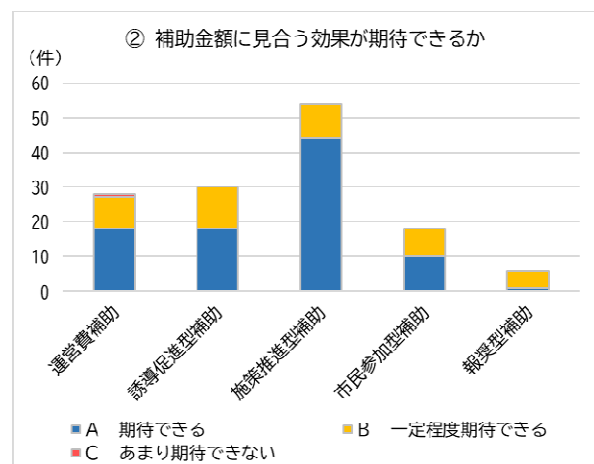
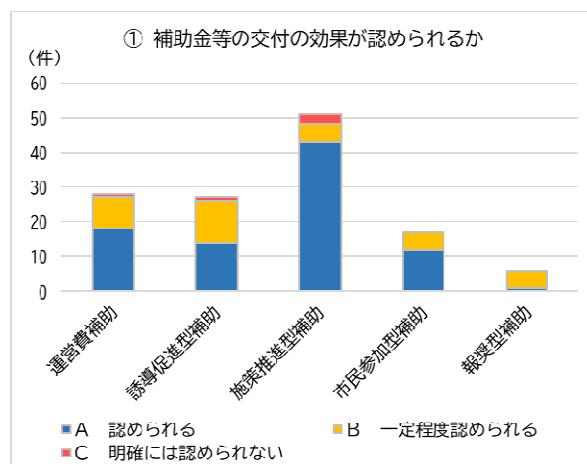
### (3) 補助の効果

「① 補助金等の交付の効果（成果）が認められるか。」「② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。」という設問に対し、全ての性質の補助金において、90%以上がA評価又はB評価となっており、概ね補助金交付の効果（成果）が認められることが明らかになりました。

(件)

|         | ①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか |             |              | ②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか |             |             |
|---------|------------------------|-------------|--------------|------------------------|-------------|-------------|
|         | A 認められる                | B 一定程度認められる | C 明確には認められない | A 期待できる                | B 一定程度期待できる | C あまり期待できない |
| 運営費補助   | 18                     | 9           | 1            | 18                     | 9           | 1           |
| 誘導促進型補助 | 14                     | 12          | 1            | 18                     | 12          | 0           |
| 施策推進型補助 | 43                     | 5           | 3            | 44                     | 10          | 0           |
| 市民参加型補助 | 12                     | 5           | 0            | 10                     | 8           | 0           |
| 報奨型補助   | 1                      | 5           | 0            | 1                      | 5           | 0           |
| 合 計     | 88                     | 36          | 5            | 91                     | 44          | 1           |
| 割 合     | 68.2%                  | 27.9%       | 3.9%         | 66.9%                  | 32.4%       | 0.7%        |

※①について、2022年度創設の補助金が未回答のため合計が129件となっている。



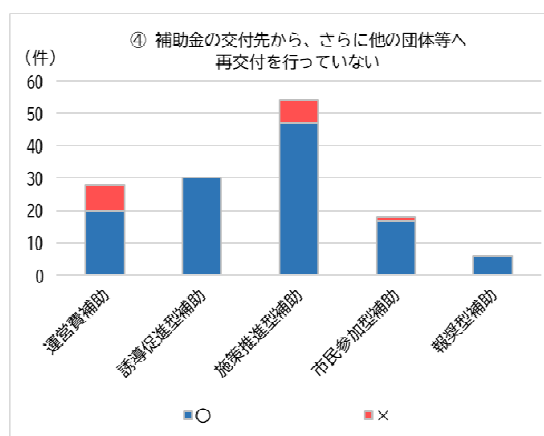
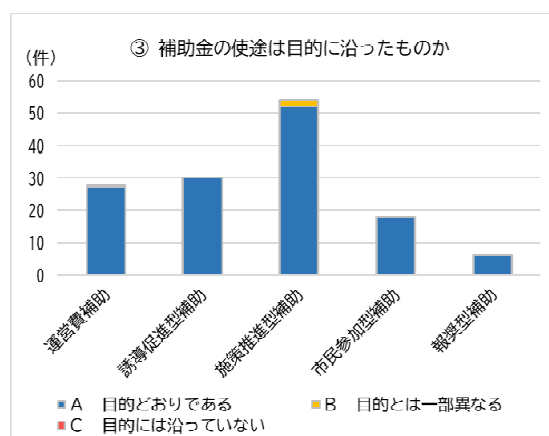
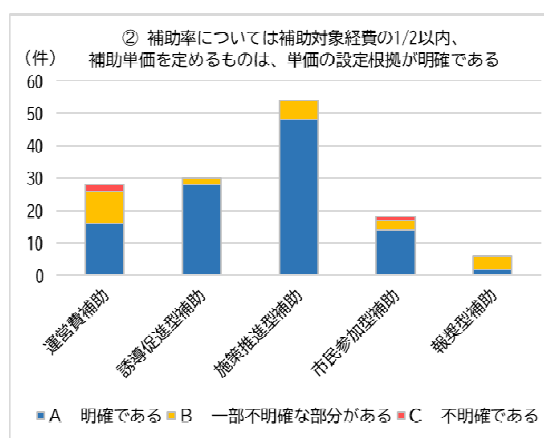
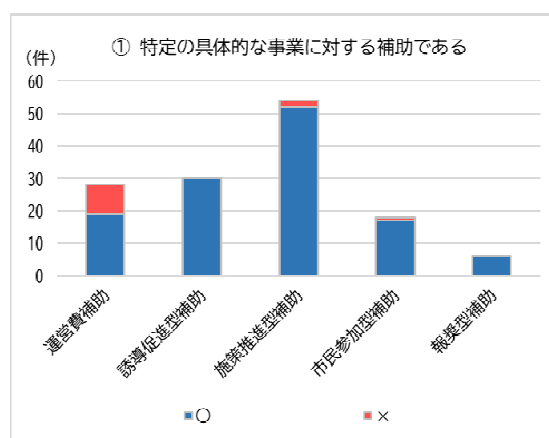
#### (4) 補助内容の妥当性

「① 特定の具体的な事業に対する補助である。」「③ 補助金の使途は目的に沿ったものか。」「④ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。」という設問に対し、全ての性質の補助金において、85%以上が適切に運用できていることが明らかになりました。

一方、「② 補助率については補助対象経費の2分の1以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠が明確であるか。」という設問に対し、20.6%の補助金が、「一部不明確な部分がある」又は「不明確である」と回答する結果になりました。特に、運営費補助については、40%以上の補助金が、補助率や補助単価の設定根拠が不明確な部分がある状況にあります。

(件)

|         | ①特定の具体的な事業に対する補助である |      | ②補助率は補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である |               |          | ③補助金の使途は目的に沿ったものか |             |              | ④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない |       |
|---------|---------------------|------|-------------------------------------------------|---------------|----------|-------------------|-------------|--------------|--------------------------------|-------|
|         | ○                   | ×    | A 明確である                                         | B 一部不明確な部分がある | C 不明確である | A 目的どおりである        | B 目的とは一部異なる | C 目的には沿っていない | ○                              | ×     |
| 運営費補助   | 19                  | 9    | 16                                              | 10            | 2        | 27                | 1           | 0            | 20                             | 8     |
| 誘導促進型補助 | 30                  | 0    | 28                                              | 2             | 0        | 30                | 0           | 0            | 30                             | 0     |
| 施策推進型補助 | 52                  | 2    | 48                                              | 6             | 0        | 52                | 2           | 0            | 47                             | 7     |
| 市民参加型補助 | 17                  | 1    | 14                                              | 3             | 1        | 18                | 0           | 0            | 17                             | 1     |
| 報奨型補助   | 6                   | 0    | 2                                               | 4             | 0        | 6                 | 0           | 0            | 6                              | 0     |
| 合 計     | 124                 | 12   | 108                                             | 25            | 3        | 133               | 3           | 0            | 120                            | 16    |
| 割 合     | 91.2%               | 8.8% | 79.4%                                           | 18.4%         | 2.2%     | 97.8%             | 2.2%        | 0.0%         | 88.2%                          | 11.8% |



## (5) 事業費補助と運営費補助

補助金の性質を交付先別に分類すると、約 20%の補助金が「運営費補助」となっています。「協議会等」や「園・学校等」が交付先の補助金において「運営費補助」の割合が高くなっていることから、交付先によって、補助金の性質が異なることが明らかになりました。

|       | 個人  | 協議会等 | 自治会・市民団体等 | 事業者 | 園・学校等 | 合計   |
|-------|-----|------|-----------|-----|-------|------|
| 運営費補助 | 0件  | 19件  | 3件        | 1件  | 5件    | 28件  |
| 事業費補助 | 33件 | 16件  | 17件       | 24件 | 18件   | 108件 |

## (6) 終期の設定・定期的な見直し

交付先が「個人」及び「園・学校等」の補助金については、約 60%の補助金において終期を設定していますが、「協議会等」や「自治会・市民団体等」、「事業者」に交付している補助金の多くが、終期設定されていないことが明らかになりました。また、終期が設定されていない補助金の半数以上が「補助金制度に関する指針」の策定以前に創設された補助金となっており、指針策定時に適正な見直しが行われなかった可能性があります。

また、補助金の性質別に終期の設定状況を分類すると、「誘導促進型補助」では半数以上が終期を設定できていますが、それ以外の性質では半数以上が終期を設定できておらず、特に「運営費補助」と「報奨型補助」では、80%以上の補助金で終期設定がされていないという結果になりました。

(件)

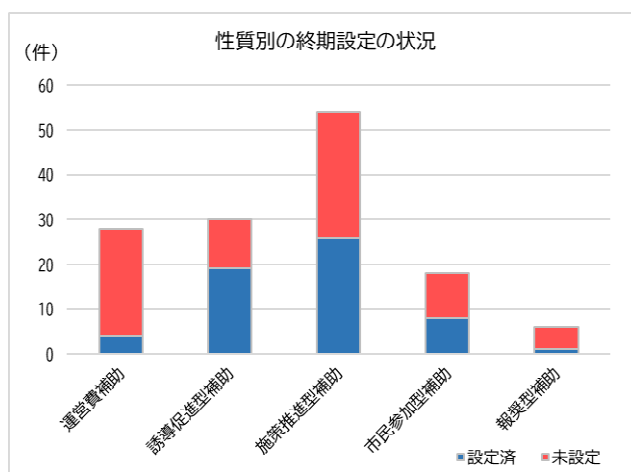
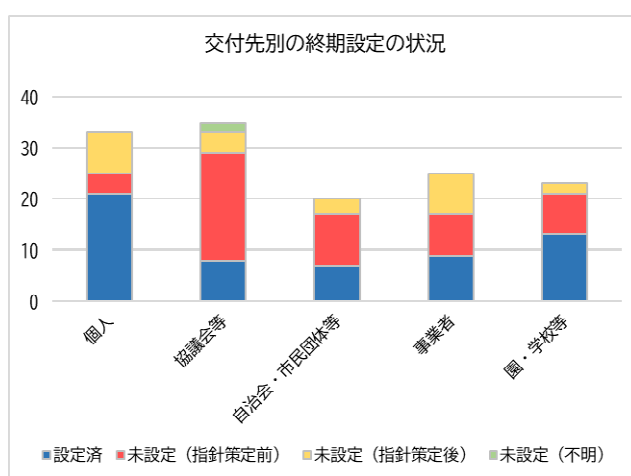
|           | 設定済 | 未設定 |
|-----------|-----|-----|
| 個人        | 21  | 12  |
| 協議会等      | 8   | 27  |
| 自治会・市民団体等 | 7   | 13  |
| 事業者       | 9   | 16  |
| 園・学校等     | 13  | 10  |
| 合 計       | 58  | 78  |

|           | 指針策定前 | 指針策定後 |
|-----------|-------|-------|
| 個人        | 4件    | 8件    |
| 協議会等      | 21件   | 4件    |
| 自治会・市民団体等 | 10件   | 3件    |
| 事業者       | 8件    | 8件    |
| 園・学校等     | 8件    | 2件    |

※創設年が不明な補助金2件あり

(件)

|         | 設定済 | 未設定 |
|---------|-----|-----|
| 運営費補助   | 4   | 24  |
| 誘導促進型補助 | 19  | 11  |
| 施策推進型補助 | 26  | 28  |
| 市民参加型補助 | 8   | 10  |
| 報奨型補助   | 1   | 5   |



## 5 「生駒市補助金制度に関する指針」に則さない運用となっている要因

補助金検証シートの分析や担当課から意見聴取した結果、下記のとおり、指針に則さない運用となっている要因が明らかになりました。

### (1) 事業費補助の原則について

特定分野の施策推進について、市の代替的な役割を担っている団体には、市が指定する補助事業に対して補助金を交付するのではなく、補助金交付の目的に沿った事業を団体のノウハウをもとに自主的に検討し、実施してもらう方が、より良い補助事業の実施につながると考えられるため、事業費補助へ転換せず、運営費補助を続けている補助金があることが明らかになりました。

例) 自治振興補助金、児童育成クラブ運営助成金、スポーツ協会補助金

### (2) 補助率について

団体への運営補助や、協議会や施設に対する補助金については、2分の1補助では、補助事業の実施が困難な団体が多いこと、また、政策的な補助金や少額の補助金については、2分の1補助では動機付けが乏しいことから、2分の1以上の補助率を設定している補助金があることが明らかになりました。

例) 老人クラブ補助金、市民自治協議会補助金、小学校全国大会等出場補助金

### (3) 終期の設定について

毎年度対象者が代わる補助金や団体への運営補助については、補助金の性質上、3年で廃止することが難しいため、終期を設定していない補助金があります。また、国で定める基準に基づき要綱を制定している補助金は、1～2年おきに国の基準が変更されるのに合わせて要綱を改定していますが、その改定に加えて、3年終期の要綱改正が求められるため、事務が煩雑になっているということが明らかになりました。

例) 児童育成クラブ運営補助金、妊婦一般健康診査補助金、ナラ枯れ防除事業補助金

### (4) 補助金の定期的な見直しについて

補助金を3年の終期到来時に見直すこととありますが、見直し手法について体系化されていないため、担当課において自主的な見直しが実施せず更新し、制度がそのまま継続されているものが多いと考えられます。

これらの要因を考察すると、現在の指針は、補助金制度を効果的に運用するにあたっての妨げとなってしまう部分があると考えられます。現指針は、補助金交付についての統一的なルールを定め、公平性・透明性・公益性を明確にするために平成20年度に策定されたものです。しかし、策定から14年が経過し、現指針のルールでは、『第3次生駒市行政改革大綱』に掲げる基本方針の一つである「市民や事業者との協働によるまちづくりの推進」に基づく市民や事業者によるまちづくり活動が、指針にあわせた活動を遵守するがあまり、自主、自立した活動の創出の妨げとなるおそれもあることから、より柔軟に補助金が交付できるよう見直しを行う必要があると考えます。ただし、補助金は税金から支出されているものであるため、ルールを柔軟に設定するあまり、補助率や終期等の設定が緩慢にならないよう、併せて見直し手法のシステム化についても指針に定めることが求められます。

## 6 「生駒市補助金制度に関する指針」の課題

『4「生駒市補助金制度に関する指針」に則さない運用となっている要因』で明らかになった指針の課題について、指針の項目ごとに整理しました。

「生駒市補助金制度に関する指針（平成 20 年 10 月）」から抜粋

### 第2 1「補助金交付基準」

#### (2) 補助金額等の適正化

##### ① 事業費補助の原則

団体運営費の補助については、本来自立した団体として基礎的経費を自ら賄うべきところが、一定額を継続的に補助することで団体の自立をも阻害している可能性もあり、是正が必要である。

- ・ 補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換するものとする。
- ・ 団体の運営基盤が脆弱な場合は、原則として3年を限度に運営費補助を行うことができるものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

#### <課題>

- ・ 特定分野の施策推進について、市の代替的な役割を担っている団体に対する運営費補助については、団体が補助金交付の目的に沿った事業を、団体のノウハウをもとに自主的に検討し、実施してもらうことで、より良い補助事業の実施につながると考えられるため、こういった団体に対する運営費補助は特例的に認めるべきである。

「生駒市補助金制度に関する指針（平成 20 年 10 月）」から抜粋

### 第2 1「補助金交付基準」

#### (2) 補助金額等の適正化

##### ② 積算基準、補助金額等の見直し

補助金の積算基準、補助率、補助金額等については、次の点に留意して、ゼロベースからその妥当性について検証を行うものとする。

- ・ 国や県との協調補助や、財源として国・県からの補助がある事業等については、裁量の範囲が比較的狭いものであるが、主体性をもって必要性や経費を精査する。
- ・ 交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅費等で、補助金の交付目的に直結しない経費については、補助対象外とする。
- ・ 補助基準の透明性確保の観点から、定額ありきとなっている補助金は、補助対象経費を明確化する。
- ・ 補助率については、原則として補助対象経費の1/2を上限とし、見直しを図っていくものとする。政策的な理由等から1/2を超える場合は、市民に対しその妥当性を十分説明するものとする。
- ・ 補助金の交付先から、さらに再交付する形態の補助金については、補助対象基準を透明化するため、直接補助への切替えを検討する。

#### <課題>

- ・ 「政策的な理由等」といったあいまいな表現ではなく、2分の1を超える補助率を設定することができる場合について、補助金の性質や交付先等、具体的に例示するべきである。

## 第2 1「補助金交付基準」

### (3) 補助期間

#### ① 終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金の既得権化を防止し、その時々々の市民ニーズに即した補助金制度を構築するため、補助金の交付期間を明確化するものとする。

- ・ 今後、新規で創設する補助金については、必ず3年の終期を設定する。
- ・ 既存事業についても、原則として3年の終期を設定するものとし、期限到来時に延長する場合は、補助金の内容を精査した上で市民に対しその必要性を十分説明する。

### (4) 補助金の定期的な見直し

補助金を取り巻く状況が絶えず変化することを踏まえ、その指針の実効性を確保し、不断の見直しを進めていくために、3年の終期到来時に、全ての補助金について改めて見直しを実施するものとする。

#### <課題>

- ・ 補助金交付要綱の終期と補助金の必要性を見直す周期は、区分して考えるべきである。要綱の終期は補助金の性質によって、柔軟に設定できるようにし、補助金の必要性の見直しについては、毎年度体系的に見直す仕組みを構築すべきである。
- ・ 誘導促進型補助や施策推進型補助などプロジェクト型の補助金は、事前に補助金の交付により達成する目標を設定し、毎年度目標に対する達成度を確認することで見直す仕組みを構築することが望ましい。
- ・ 新規で創設する補助金は、補助金の終期条件を設定し、条件を満たした場合には補助金を廃止することを広く周知しておくことが望ましい。
- ・ 団体が行う事業に対する支出の方法として、補助金という形での支出が最適なのか、委託などの他の支出方法も検討できないかといった点も見直しの視点に含めておくべきである。
- ・ 3年という一律の終期設定とするのではなく、補助金を運用する担当課が一定の基準のもと主体的に補助金事業の終期を考え、期間中に目標を達成できるように事業を推進すべきである。

## 第2 2 補助金の適正運用に向けた措置

「補助金交付基準」に基づく検証の仕組みを実効性あるものとし、確実に見直しを進めるとともに、信頼される補助金制度の構築と継続を図るための仕組みづくりとして、次の措置を講ずることとする。

### (1) 補助金の外部審査機関の設置

ア 補助金の適正な交付と市民に開かれた補助金制度を推進するため、公募市民や学識経験者からなる「(仮称) 補助金審査委員会」を設置する。

イ 審査委員会では、新たな補助金を創設する場合や、3年ごとの定期的な見直し時期に、「補助金交付基準」に基づく審査を実施する。

#### <課題>

- ・ 上記のとおり、まずは、市内部でシステムの毎年度見直す仕組みを構築すべきである。
- ・ 市内部に「(仮称) 補助金審査委員会」といった補助金だけを検討する場を設け、そのうえで、

行政改革推進委員会など外部組織での定期的な見直しが必要であるとする。

「生駒市補助金制度に関する指針（平成 20 年 10 月）」から抜粋

## 第2 2 補助金の適正運用に向けた措置

### (2) 積極的な情報公開

- ア 常に市民ニーズに沿った補助金制度を維持し、市民によるチェック機能を確保するためには、分かりやすく、徹底した情報公開が不可欠である。
- イ 情報の公開については、個々の補助金の支出状況の一覧表のほか、定期的な見直しの結果などをホームページ等で公開するものとする。

#### <課題>

- ・ 市内部で、毎年度、補助金の見直しを行い、その結果を市ホームページ等で公表することで、市民への周知を図られたい。
- ・ 市民や事業者等に対し、補助金の交付対象者、補助対象経費、補助率、申請に必要な書類・手続き、補助対象者が負担することとなる経費の想定額等について、事前に十分な説明を行うべきである。
- ・ 補助金のより一層の活用促進のため、補助金の積極的な広報を進められたい。

「生駒市補助金制度に関する指針（平成 20 年 10 月）」から抜粋

## 第2 2 補助金の適正運用に向けた措置

### (3) 「補助金交付手続規則」の制定

補助金の申請から支出に至る一連の手続を統一化するとともに、補助対象経費の支出確認を厳格化するために、補助金交付手続規則を制定する。

#### <課題>

- ・ 補助金の申請から支出までのフロー図を指針で示し、統一的な運用を図るべきである。
- ・ 申請等で求める書類は必要最低限とし、申請者が利用しやすい環境を整えるべきである。

#### その他の課題

- ・ 自治会を交付対象とした補助金が多いが、それぞれについて個々に申請の手続きが必要であり、自治会の負担が大きくなっていると考えられる。自治会担当課で一括して受け付けるなど申請手続きの変更も検討すべきである。
- ・ 現在の指針が形骸化したように、新しい指針を作っても形骸化しては意味がない。指針の形骸化を防ぎ、担当課が自ら補助金を見直しできるような仕組み作りが必要である。

## 7 補助金制度に関する指針（改定案）

別紙「生駒市補助金制度に関する指針（改定案）」参照

## 8 提言の実現に向けて

適正かつ効果的な補助金制度を確立するためには、本提言の内容をもとに「補助金制度に関する指針」を改定し、より実効性の高い仕組みを再構築することが不可欠です。

今回の提言に基づく指針の改定により、これまで以上に柔軟に補助金制度を運用することが可能となります。それにより、市民や事業者等の自主的な活動を促し、市の各種施策の推進が図られるような取組が促進されることを期待します。

ただし、補助金は税金から支出されているものであるため、制度の運用を柔軟にするあまり、補助率や終期の設定等が緩慢にならないよう、毎年度担当課において補助金の必要性や公益性等を審査し、見直す手法をシステム化することが求められます。

高齢者福祉や市民自治などの市政運営上の重要課題について、補助金を効果的に活用し、民間の力を十分に活用することで、最小の経費で最大の効果を引き出すことも可能となります。スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、市民ニーズに沿った効率的な補助金制度の運用が行われることを期待します。

この報告書に対するお問い合わせは、下記までお寄せください。

生駒市 総務部 行政経営課

TEL 0743-74-1111（内線 4310）

生駒市ホームページ <https://www.city.ikoma.lg.jp/>